

## 事業継続力強化計画の認定制度について

中小企業が自社の災害リスクを認識し防災・減災対策の第一歩として、将来的に行う災害対策などを記載する計画であり、国が認定します。認定企業約1万2千件（2020年8月現在）

### <事業継続力強化計画の特徴>

- 従来のBCPよりも簡単（簡易版BCP）
- 作成の手引きを見て自分で書ける  
※中小企業庁「事業継続力強化計画」  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>
- 計画は2種類「単独型」「連携型」



### <事業継続力強化計画策定のメリット>

- ☆防災・減災設備の税制措置
- ☆補助金の加点（ものづくり補助金等）
- ☆信用保証額の拡大
- ☆日本政策金融公庫による低利融資

## ☆ネットショップ用商品撮影セミナー

新型コロナウイルス感染症の影響で、ネットショップでの販売を検討されたり、あるいは、すでに実施をされている事業者様がたくさんおられるのではないのでしょうか。

その際、ショップに掲載する商品写真はどのようにされていますか？ おそらくご自身で撮影される方がほとんどだと思います。

「ネットショップは写真が命」とよく言われますが、実際にご自身で商品写真を撮られている皆様、写真撮影に苦勞をされていませんか？ そこで、今回ネットショップ用写真撮影会を開催することとしました。写真撮影はプロのカメラマン！ 撮影中は、実際にネット販売の代行やバイヤー業務、マッチングなどを行っておられる講師による集客について情報をいただきます。

< 日時 > 11月27日（金）13時30分～16時30分

< 定員 > 先着10名

場所：京北商工会 2階研修室

講師：多田 優之 氏（多田 EC 支援事務所）

細川 正人 氏（細川正人写真事務所）

参加無料



# 小規模事業者持続化補助金について

2020年実施の「小規模事業者持続化補助金」については、一般型が第1回締切3月10日で始まり、コロナ特別対応型は第1回締切5月15日に始まり、複数回の募集となっています。

今回、一般型第4回募集（最終予定）についてお知らせいたします。あわせてコロナ特別対応型の第5回募集が決定しましたのでお知らせします。

## <一般型>

第4回募集（受付締切：2021年2月5日（金））

小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大等）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

補助上限額 50万円（補助率3分の2）

第4回受付締切：2021年2月5日（金）[締切日当日消印有効]

※詳細は公募要領よりご確認ください。

商工会まで  
ご相談  
ください

第5回募集が決まりました！  
受付締切 2020年12月10日（木）

## <コロナ特別対応型>

新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（A サプライチェーンの毀損への対応、B 非対面型ビジネスモデルへの転換、C テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：100万円（小規模事業者等であり、補助対象経費の6分の1以上が、下記要件 A~C いずれかに合致する投資であること。）

A：サプライチェーンの毀損への対応

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

C：テレワーク環境の整備

第5回受付締切 2020年12月10日（木）[締切日必着]

※詳細は公募要領よりご確認ください。

京北商工会  
☎  
852-0348

# 京北商工会プレミアム商品券について

10月1日から発行しています「プレミアム商品券」の使用期限は12月31日までです。また、取扱店のみなさまについては、換金期限がございます。（換金期限は2月1日）期限を過ぎますと換金できませんのでご注意ください。



# 令和2年分年末調整について

令和2年の年末調整は改正事項が多いため、控除誤りなどに注意が必要です。

## 1 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が改正され、この改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されています。令和2年分の年末調整の際には、「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

## 2 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

### (1) 基礎控除の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額		基礎控除額	
		改正後	改正前
2,400万円以下		48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超	2,450万円以下	32万円	
2,450万円超	2,500万円以下	16万円	

### (2) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、次の4つの要件のいずれかに該当する場合に、給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

- イ 所得者本人が特別障害者
- ロ 同一生計配偶者が特別障害者
- ハ 扶養親族が特別障害者
- ニ 扶養親族が年齢23歳未満（平成10年1月2日以後生）

### (3) 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

## 3. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられました。

## 4 ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正

## (新型コロナウイルス感染症拡大予防)

# ガイドライン推進事業所ステッカーの

## ご活用について

本ステッカーは、事業所自らが、ガイドラインを実践し、適切に感染拡大防止に努めながら事業を行っているお店・事業所であることを宣言し、お客様に取組をお知らせするためのものです。

長丁場の対策が必要となる中、感染対策の徹底と事業活動の維持・回復の両立を目指すために、本ステッカーのご活用をお願いします。



## GoToEat キャンペーンについて

農林水産省が実施する Go To Eat キャン

ペーン事業(食事券発行事業)について、京都府内では下記のとおり、開始されることとなりましたのでお知らせします。食事券利用店舗の募集開始については、ホームページ及びコールセンターが9月24日(木)から開設されています。

・ホームページ : <https://premium-gift.jp/kyoto-eat>

・コールセンター: TEL 075-276-4051 平日 9:30~17:30 (土日祝日は休み)

## GoTo トラベルについて

7月より Go To トラベル事業が開始されていますが、その一環として

10月1日以降に開始する旅行を対象に地域共通クーポンを配布する取扱店舗の登録・募集が9月8日から開始されました。詳細については、Go To トラベル 事業者向け申請サイトをご参照いただきお申込みください。

※GoTo トラベル事業者向け申請サイト <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

### 編集後記

経営の神様、松下幸之助氏の言葉に「失敗したところでやめてしまうから失敗になる。成功するところまで続ければ、それは成功になる。」があります。不確実性の高まる現代は、先を予測することも非常にむずかしい時代ですが、私たちは挑戦し続けるしかないですよね。何を達成したいのかを考え、そう、目標を明らかにして、進むべき方向を定めて挑戦し続ける。失敗したら、そこから学び、考え、また挑戦。しんどいなあ……と思いますが、考え方によっては気持ちを楽にしてくれたりします。「失敗したっていいやん」という風に捉えれば、やってみよう！ と思いませんか？ アーティスト WANIMA の「やってみよう」を聞いてどんどん挑戦しましょう！ (笑) (S.H)



商工会だよりに関するお問い合わせは

京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173

URL <http://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール [keishoko@skyblue.ocn.ne.jp](mailto:keishoko@skyblue.ocn.ne.jp)